平成２４年（フ）第１２３号
川崎市中原区宮内４丁目17番16号　Ｅｘｃｅ１１壱番館101
債務者　佐藤　文夫
1　決定年月日時　平成24年４月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月４日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月５日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２４年（フ）第１３３号
川崎市高津区蟹ケ谷243番地　ハイム蟹ケ谷１―102
債務者　前田　明美
1　決定年月日時　平成24年４月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月４日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月５日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２４年（フ）第３０８号
横浜市緑区三保町2562番地　ＷＡＫＡＢＡ102号
債務者　齋藤　大輔
1　決定年月日時　平成24年４月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月５日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月６日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第４６９号
横浜市青葉区千草台１―51ヒルズ千草台１―307、住民票上の住所東京都稲城市平尾３丁目１番地の１　平尾住宅21棟403号
債務者　小林　典史
1　決定年月日時　平成24年４月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月５日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月６日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第４８４号
横浜市港南区日野９丁目42番17号
債務者　荒井喜美子
1　決定年月日時　平成24年４月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月５日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月６日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第４８８号
横浜市旭区今宿東町1497番地　ハイツ花梨Ｂ101
債務者　根本　教司
1　決定年月日時　平成24年４月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月５日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月６日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第４９５号
横浜市保土ケ谷区岩崎町37番４―207号
債務者　藤井ちづる
1　決定年月日時　平成24年４月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月５日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月６日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第４９６号
横浜市港南区大久保２丁目32番13号　コーポレイ101
債務者　大塚　里架（旧姓谷澤）
1　決定年月日時　平成24年４月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月５日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月６日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第５３０号
横浜市港北区高田東１丁目８番18号　シティ89―203号
債務者　友利　直美
1　決定年月日時　平成24年４月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月５日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月６日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第５７７号
神奈川県藤沢市亀井野3280番地の16
債務者　小池　伸明
1　決定年月日時　平成24年４月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月５日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月６日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第６９７号
横浜市中区曙町３丁目42番地１　ストークパレス横浜504号室
債務者　木村しづ江
1　決定年月日時　平成24年４月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月５日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月６日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第７１２号
横浜市瀬谷区阿久和東１丁目12番地４　コーポ三晃Ｂ202
債務者　田中恵美子（旧姓松本）
1　決定年月日時　平成24年４月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月５日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月６日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

破産手続終結

平成２３年（フ）第２２５６号
札幌市西区宮の沢１条４丁目１番53―901号、開始決定時の住所札幌市手稲区西宮の沢３条３丁目10番５号
破産者　蝦名　弘幸
1　決定年月日　平成24年４月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第７９６１号
埼玉県東松山市大字下唐子1132―１
破産者　関和　喜好
1　決定年月日　平成24年４月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第３５７号
鹿児島県鹿児島市川上町817番地１
破産者　株式会社アールビーエス工業
1　決定年月日　平成24年４月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２１年（フ）第１６３６号
東京都渋谷区恵比寿１丁目23番13号　アルカイビル
破産者　アライズ株式会社
1　決定年月日　平成24年４月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部